

ちっぷべつ

広報
Public Relations Magazine



- コミュニティプラザが完成しました ··· 2
- 防災訓練を実施しました ··· ··· 3
- 認定こども園くるみ入園児募集 ··· 4
- 年末年始休業等のお知らせ ··· ··· 7
- 後期高齢者医療制度のお知らせ ··· ··· 8
- ごみ出しに関するルール ··· ··· 10
- 教育通信 ··· ··· ··· ··· 18



秩父別町コミュニティプラザ ピリナ



コミュニティプラザ落成式

11月10日にコミュニティプラザピリナの落成式が行われました。施設のオープンを記念し、テープカットが行われたほか、建設工事に携わった関係各社へ感謝状が贈られました。

コミュニティプラザ「ピリナ」が完成しました

町では、昭和 58 年の建築以来、地域の皆様に愛されてきた中央コミュニティ会館及び商工会館の老朽化に加え、令和 8 年 3 月 31 日をもって J R 留萌本線が廃線となり、バス路線に転換されることから、バス待合施設の必要が生じたため、令和 5 年度からコミュニティプラザの整備を進めてきました。

このたび、コミュニティプラザの整備が完了し、施設のオープンを迎えたので、その概要等についてお知らせいたします。

施設の概要

従前の中央コミュニティ会館が有していた大会議室や集会室を具備し、気軽に集えるスペースとバス待合所を兼ね備えたコミュニティホールを新設しました。

さらに、秩父別町商工会と北空知信用金庫秩父支店が移転し、利便性の向上とともに地域の活性化を図ってまいります。

建物 2 階南側のガラスには、太陽光発電装置を内蔵しており、発電された電気は、冷暖房機や土壤蓄熱式暖房に必要となる電力に充てられ、環境にも配慮した施設となっています。

- 名 称 「秩父別町コミュニティプラザ ピリナ」
※愛称の「ピリナ」はハワイ語で「絆」や
「つながり」を意味します。
町内在住の下地美也子さんから応募して
いただき決定しました。
- 開館時間 午前 6 時から午後 9 時
(令和 8 年 3 月 31 日までは
通常午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)
- 開館期間 通年
(令和 8 年 3 月 31 日までは通常土日祝日
及び年末年始は閉館)
- 施設構成 コミュニティホール、大会議室、多目的室、
事務室（商工会事務所）、
テナントスペース（北空知信用金庫店舗）、
トイレ（多機能含む）、授乳室、エレベーター



4月以降のバスの運行について

4 月からコミュニティプラザに新たなバス停（上り線、下り線）を設け、現在の「役場前」、「農協前」のバス停は廃止されます。

J R からのバス転換として、日中の時間帯は、既存の路線バスで対応します。特に高校生の通学に必要な朝、夜のバスはバス事業者（道北バス、明日萌観光バス）に協力をいただき、通学、帰宅時間に合うよう、さらには J R との接続に合う時間での運行を予定しています。

また、J R からバスに代わることにより、定期代の負担が大きくなることから、保護者の負担が大きくならないよう新たな助成制度を創設いたします。バスダイヤ及び保護者負担の軽減助成の内容については、確定した段階でお知らせいたします。

新たなバス運行に関しては、利用される皆様からの声に耳を傾け、定期的に分析を行い、必要な見直しを繰り返しながら、将来にわたって持続可能な交通体系の確立に向けて取り組んでいきます。

お問い合わせ 総務課管財係 電話 0164-33-2111（内線 35）
企画課企画係 電話 0164-33-2111（内線 71）



防災訓練を実施しました



災害時の避難所設置を想定し、間仕切り・ダンボールベッド・簡易トイレを設営しました

来年度以降も、町民の皆さんのが
災意識をさらに高められるよう、工
夫を凝らしながら定期的に訓練を行つていきます。

札幌管区気象台による防災講話では、「大雪や暴風雪に備える」をテーマに、これから本格的な冬を迎えるにあたり、過去の災害事例や気象情報をお伝え、大雪や暴風雪への備えについてわかりやすく解説していました

今回の訓練では、災害時訓練として、避難所設営体験、備蓄食料の試食体験、災害時用公衆電話の使用体験を行つたほか、札幌管区気象台から講師をお迎えし、防災講話を実施しました。

◆避難所設置訓練及び札幌管区 気象台による防災講話を実施



備蓄食料試食コーナーではわかめごはんと
きんぴらごぼうの試食を行いました。



札幌管区気象台 相澤 様による防災講話の様子





秩父別町認定こども園くるみ

令和8年度 入園児募集

令和8年4月1日から秩父別町認定こども園に入園する児童を募集します。

認定こども園の利用を希望される方は「支給認定（保育の必要量等の認定）」を受け、「支給認定区分」によりご利用いただくことになります。

次年度は特に3歳未満児の申し込みが多くなる見込みです。

このため、3歳未満児の入園申し込みにあたっては、こども園の受入状況及び各世帯の保育の必要性により、総合的に入園の可否を決定させていただきます。（申込順ではありません。条件付きによる入園や保育の必要性から途中退園となる場合があります。）

認定こども園の受入状況をご理解いただきお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

支給認定・こども園利用申請受付期間

令和7年 12月15日（月）～令和8年 1月23日（金）

【申請書類】 役場住民課社会福祉係または認定こども園くるみで配付します。

【定 員】 1号認定児童（令和8年4月1日現在、3歳から就学前までの児童） 10名
2・3号認定児童（10ヶ月から就学前までの児童） 70名

【提出・お問い合わせ先】 秩父別町役場住民課社会福祉係 電話 0164-33-2111（内線46）
秩父別町認定こども園くるみ 電話 0164-33-2450

◆ 【支給認定は3区分】

対象者	支給認定区分	
満3歳以上で教育のみを希望される方	1号認定	教育標準時間（原則4時間）
満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	2号認定	保育標準時間・保育短時間
満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	3号認定	

◆ 【保育必要量「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分】

2・3号認定については、保育を必要とする事由やその状況から、保育の必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに認定します。

保育標準時間	原則として1日8時間保育（1日最長7時30分から18時までの保育が可能）
保育短時間	1日最長8時間までの保育（保育時間8時30分から16時30分まで）

◆【保育を必要とする事由】保護者のいずれもが次のどれかの事由に該当する必要があります。

提出された証明書について、必要に応じて事業所への聞き取り等により保育の必要性を確認し、入園の可否を決定させていただきます。

また、児童と同居の世帯員（祖父母等）の状況により、利用の優先順位を調整することがあります。

保育を必要とする事由	事 情	保育の必要量
就労 (会社勤務・パート)	月 64 時間以上居宅外で仕事をするため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間（月 120 時間以上） 保育短時間（月 64 時間以上）
就労 (自営業・農業等)	月 64 時間以上居宅内・外で仕事（自営業）をするため、子どもの保育ができない場合	同上
妊娠・出産	出産前後のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間 (出産予定日の 6 週間前の属する月～出産後 8 週間後の月末まで)
	妊娠出産により退職（就業形態等で育児休業の取扱いがない）した場合で、出産後に復職・就労を予定している場合	保育短時間（原則） 生まれた子どもが 1 歳を迎える前々日まで
育児休業取得時に、既に保育を利用している	当該育児休業に係る子ども以外が既に保育を利用しており、継続利用を希望する場合	保育短時間（原則） 生まれた子どもが 1 歳を迎える年度末まで
保護者の疾病・障がい	病気、負傷、心身の障がいのため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
同居親族の介護・看護	家庭に介護の必要な人や、長期にわたる病人があり、介護・看護のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
災害復旧	火災や風水害、地震などにより、家屋を失ったり破損したため、復旧の間、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を行っているため、子どもの保育ができない場合	保育短時間（原則） 最長 90 日まで
就学	就学（職業訓練を含む、通信制・定時制は除く）のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間・保育短時間
虐待・DV	児童虐待を行っている、またはおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
その他	上記に類する状態として町長が認める場合	保育標準時間・保育短時間

◆ 【保育料】

満 3 歳から 5 歳までの全ての入園児童及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の入園児童の保育料については、幼児教育・保育の無償化により無料となります。

3 歳未満児の保護者が負担する保育料は、入園児童及び保護者が秩父別町に居住している場合、子育て世帯の保育料負担を軽減するため、当分の間、無料とします。

【認定こども園くるみで実施している各種事業】

【一時保育事業】 8 時 30 分から 16 時 30 分（半日単位も可）

次の理由のため一時的に保育が必要になった方が利用できます。利用期間は原則として月 14 日以内とし、週平均 3 日以内です。

- ・週数回のパートタイム等の就労や保護者の突然の病気、冠婚葬祭などの急な予定が入ったとき
- ・認定こども園への体験入園をしたいとき
- ・育児疲れなどにより休養を要するとき

※こども園の受入状況により、利用日数等が制限される場合があります。

【預かり保育事業（1号）・延長保育事業（2・3号）】

一時保育事業と同様の理由により、児童の保育時間前後に保育が必要になった方が利用できます。



道路除排雪作業に

ご理解とご協力をお願いします!!



- ▶ 路上駐車をしないでください。
- ▶ 道路に雪を出さないでください。
- ▶ 路上に障害物を置かないでください。
- ▶ 暴風雪や大雪のときは、不要不急の外出を控えてください。



北海道開発局 * 北海道 * 北海道警察 * 秩父別町

◆お問い合わせ 建設課管理係 0164-33-2111（内線 94）

歩行型除雪機による事故を防ぎましょう

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。

除雪機を使う際には、使用者の責任において、正しく、安全に作業を行ってください。

- ① 安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
また、デッドマンクラッチの無効化は絶対にしない。
- ② 除雪機を使用する場合は、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対に近づけさせない。
- ③ 投雪口に詰まった雪を取り除く際には必ずエンジンを停止し、オーガやプロワの回転が停止したことを確認してから雪かき棒を使用して取り除く。
- ④ 除雪機を使用する際、特に後進時は足もとや周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用する。



お問い合わせ 除雪機安全協議会（一般社団法人日本農業機械工業会内）
電話 03-3433-0415
<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>



年末年始休業等のお知らせ

役場

令和7年12月30日（火）正午から
令和8年1月5日（月）まで

業務を休みます。

※休業中の、出生・死亡・婚姻などの戸籍に関する届出は
日直の職員が受付します。

【受付時間 午前9時～午後4時】

◎ファミリースポーツセンター、図書館、
郷土館

12月29日（月）から1月6日（火）まで

◎キッズスクエア ちっくる

12月30日（火）から1月3日（土）まで

◎老人福祉センター、町立診療所、歯科診療所

12月30日（火）から1月5日（月）まで

◎生涯学習センター、ふれあいプラザ、

農産物加工センター、道の駅（特産物展示館）、
コミニティープラザ

12月30日（火）から1月6日（火）まで

◎デイサービスセンター

12月31日（水）から1月4日（日）まで

※秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆは年末年始は無休です。

《 年末年始のごみ収集・し尿処理について 》

- 12月31日（水）から1月4日（日）まではごみ収集を行いませんので、お間違いないようお願いいたします。
- 車両センター（消防支署西側）での資源ごみ受入れは1月5日（月）からです。
- 北空知衛生センター組合施設の休業期間は12月31日（水）から1月4日（日）までです。
「し尿くみ取り」は、業者（深川清掃社）が12月27日（土）から1月7日（水）まで
休業のため、1月8日（木）から業務を行います。
- お問い合わせ：住民課衛生係 0164-33-2111（内線43）

ごみステーション周辺の除雪について

- 冬期間はごみステーション周辺の除雪をお願いします
各ごみステーションは、町内会や利用する皆さんにより適切に
管理をしていただいています。
冬期間は、ごみステーション周辺に雪が溜まり「扉が開かない」
「収集車が近くまで行けない」など、収集に支障をきたし回収でき
ない場合があります。

ごみステーション周辺の除雪にご協力をお願いいたします。



お問い合わせ 住民課衛生係 電話 0164-33-2111（内線43）



後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 医療費通知について～

■ 医療費通知を全受診者へ送付しています ■

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

これは、医療機関の窓口で支払う自己負担分を除いた医療費が、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解するとともに、健康管理の重要性を意識し、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆様の負担軽減を図ることを目的としています。

◆ 医療費通知の活用例

医療費の推移が把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。健康診査など、皆様の健康増進に役立つ情報をお知らせします。診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和7年1月	○○病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和7年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和7年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合 計				230,000	23,000		11,490	5,400

◆ 医療費控除の申告について

このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆ 注意事項

医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。自己負担額は、医療費助成を受けている場合など、記載されている金額と実際にご自分が負担された金額が異なる場合があります。

このお知らせは、皆様の受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。

また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

◆ 発送日・対象診療月

発送日	診療月
令和8年1月（上旬）	令和7年1月～9月
令和8年2月（下旬）	令和7年10月～12月

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

電話 011-290-5601

役場住民課後期高齢者係

電話 0164-33-2111（内線47）

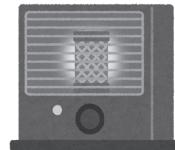


高齢者世帯等の暖房代の一部を助成します！

灯油・電気代等の高騰が高齢者世帯などの皆さん的生活に大きな影響を与えていていることから、町では今年度、暖房代の一部を助成します。

◆対象世帯

- 町民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯
- ・世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の世帯
 - ・70歳以上の独居世帯
 - ・身体障害者手帳1級または2級に該当し、その方の収入により生計が維持されている世帯
 - ・義務教育期間終了前の子を養育するひとり親世帯
 - ・生活保護の受給世帯



※ 同一住所において住民票上、複数の世帯が存在する場合は1つの世帯とみなします。

また、施設入所、長期間入院中の方は対象となりません。

◆支給額

1世帯あたり灯油100リットル分

※ 令和7年12月1日時点の灯油価格に基づいて支給します。

対象になる可能性がある方には、町から申請書を12月中に送付します。

対象になると思われるが、申請書が届かない場合は担当までお問い合わせください。

高齢者世帯等の除雪費用（屋根雪）を補助します！

町では、高齢者世帯等が居住している家屋等の屋根の雪下ろし及びそれに伴う除排雪を自力または家族等によって行なうことが困難な場合に助成券を交付します。

◆対象世帯

町民税非課税世帯で次のいずれかに該当する世帯

- ・65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・65歳未満であっても心身に障がい等がある世帯
- ・同居家族が日中常に不在で在宅高齢者を介護するのが困難な世帯



◆対象となる建物

- ・居住する家屋、家屋に付随する車庫、物置

◆対象となる作業

- ・屋根雪下ろし、雪庇落とし、落とした雪の除排雪

※ 協力事業者以外が行なう作業や、敷地内の除雪、入院等で不在の住宅や、空き家に係る作業は対象なりません。

※ 生活保護受給世帯は車庫、物置のみ対象となります。

◆助成金額

2万円(1,000円分の助成券×20枚)

◆申請方法

作業実施前に申請が必要となります。事前に下記までお問い合わせください。

◆注意事項

この事業の協力事業者は、本来の仕事の合間の時間で除雪作業を実施するため、事業者に依頼しても、作業実施までに時間がかかる場合があります。

また、事業者による事前調査の結果、危険等の理由により作業をお断りする場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

◆お問い合わせ 住民課社会福祉係 電話0164-33-2111(内線46)



ごみに関するルール

キレイなまちはみんなで創る ごみ出しのルール・マナーを守りましょう

近頃、ごみ出しのルールを守らない事例が見受けられます。

ごみの分別方法や収集時間など、一人ひとりがルールを守ることで町がきれいに保たれ、ごみを円滑に収集することができます。

町民の皆様のご協力をお願いいたします。

◆資源ごみを出す際のお願い◆

○紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類等）

種類毎に、ひもで十字にしっかりとしばって出してください。
(新聞紙は専用の袋でも回収します)

○ペットボトル

キャップとラベルを外し中をよくすすぎ、水を切ってから中身の見える袋に入れて出してください。

※ 外したキャップとラベルや、潰れている・汚れている・ハサミ等で切った本体は「燃やせるごみ」に出してください。

○空き缶

中身をよくすすぎ、水を切ってから、ごみボックス内の専用ネットに入れてください。
※ 専用ネットに入れられていないものは収集しません。

※ 潰れている・汚れているものは「燃やせないごみ」に出してください。

○空き瓶

キャップやフタを外して、中をよくすすぎ、水を切ってから、透明・茶色・その他の色別に、ごみボックス内の専用コンテナへ直接入れてください。

※ 専用コンテナに入れられていないものは収集しません。

※ ビール瓶や一升瓶は販売店へ返却するか、毎週月曜日の車両センターでの受入れで回収します。(午前9時から正午まで、祝日の場合は休み)

※ 汚れているものや割れているものは、破片等で袋が破けないように「燃やせないごみ」に出してください。



お問い合わせ 住民課衛生係 電話 0164-33-2111 (内線43)

年金の受給開始時期は60歳から75歳の間で選択できます

老齢基礎年金は65歳に達した時に受給権が発生するため、支給開始年齢は、原則として65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰上げて受け取ることができます。しかし、繰上げ支給請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。老齢年金は終身年金ですから、繰上げ請求をした場合、生涯一定額が減額されたままです。

また反対に、65歳で請求せずに66歳以降75歳までの間で申出した時から繰下げて請求することもできます。繰下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。

○繰上げ受給の場合の減額率（昭和37年4月2日以降生まれの方）

繰上げ受給開始年齢 (開始年齢0月時点)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
減額率	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%

・減額率 = $0.4\% \times \text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$

○繰下げ受給の場合の増額率

繰下げ受給開始年齢 (開始年齢0月時点)	66歳	68歳	70歳	73歳	75歳
増額率	8.4%	25.2%	42.0%	67.2%	84.0%

・増額率 = $0.7\% \times 65歳に達した月から繰下げ申し出月の前月までの月数$

※ 昭和27年4月1日以前生まれの方は繰上げ年齢が70歳までとなります。

◆お問い合わせ 砂川年金事務所お客様相談室 電話0125-52-3892（自動音声）
役場住民課年金係 電話0164-33-2111（内線43）

休日、平日の開庁時間外に各種証明書が受け取れます

町では、証明書のコンビニ交付に代わる町民サービスとして、電話またはFAXにより事前予約をしておくことで、休日や平日の開庁時間外に証明書の受け取りができます。

平日の開庁時間に役場を訪れることができない方はぜひ、ご利用ください。

【交付が可能な証明書の種類と対象者】

証明書の種類	対象者（申請者）※町民に限ります	手数料
住民票（住民票の除票は対象外）	本人又は同一世帯に属する人	300円
印鑑登録証明書	〃	300円
戸籍（休日の交付は対象外）	本人、その配偶者又は直系血族である人	450円、除籍750円
所得証明書	本人又は同一世帯に属する人	400円
課税（非課税）証明書	〃	400円
所得課税（非課税）証明書	〃	400円

【交付時間（予約受付時間）】

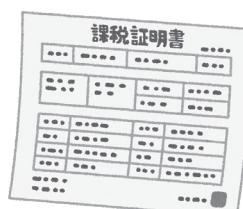
- ・休日 午前9時から午後4時まで（直前の平日午後5時15分までに予約）
- ・平日開庁時間外 午後5時15分から午後7時まで（直前の平日午後5時15分までに予約）

【予約方法】

電話又はFAX

【その他】

- ・印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証をご持参ください。
- ・受け取りの際に申請書の記入と手数料を支払っていただきます。
(釣銭が出ないようご協力ください)
- ・本人確認のため、運転免許証などの身分証明書の提示をお願いします。



◆お問い合わせ 総務課税務係・住民課戸籍係 電話0164-33-2111（内線35・42）



町選挙管理委員会からのお知らせ

◆政治家の寄附は禁止(贈らない)！政治家の寄附を求めない！受け取らない！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求める、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

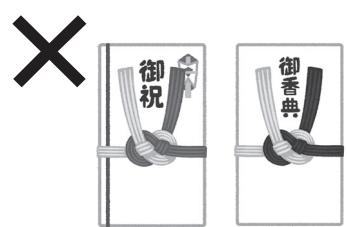
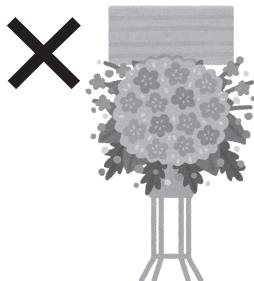
皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例

落成式・開店祝など
の花輪、葬儀の花輪
・供花、病気見舞い
など

お歳暮・お年賀など

結婚祝、香典、卒業祝、入学祝、
お祭りへの寄附・差し入れ、町内
会の集会・旅行などの催物への寸
志・飲食物の差し入れ



※ 政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席する場合には、罰則が適用されない場合があります。

◆お問い合わせ 秩父別町選挙管理委員会 電話 0164-33-2111 (内線32)

防災行政無線メールの登録について

町では、外出先でも無線放送の内容が確認できるメール配信を行っています。

登録は bousai.chippubetsu-town@raiden.ktaiwork.jp へ空メールを送っていただくと返信がありますので、案内に従って登録してください。

なお、二次元コードを読み込むと簡単にメールが送れるほか、町ホームページのリンクからメールを送信することも可能です。



【登録用二次元コード】

お問い合わせ 総務課防災係
電話 0164-33-2111 (内線32)

地域振興券の有効期限は1月20日(火)までです！

まだ使用されていない方はお早めにお使いください。



お問い合わせ 産業課商工・観光・労働係
電話 0164-33-2111 (内線64)





水道凍結にご注意ください。

寒さが厳しくなる12月から3月にかけて、水道管の凍結事故が起きやすくなります。気温がマイナス4℃以下の中や水道凍結注意報が出たとき、水道を長期間使用しないときは必ず水抜きをするように心がけてください。

水道管が凍結すると、水が出なくなるのはもちろんのこと、解氷工事や水道管が破裂した場合の修理費は自己負担となりますので、ご注意ください。(公営住宅に入居されている方でも、水抜きをせずに凍結した場合は自己負担となります。)

また、ボイラーや湯沸し器などの凍結は故障の原因となったり、集合住宅などで水道管が破裂した場合は、流れ出た水により下の階の入居者に損害を与えるおそれがありますのでご注意ください。

もしも凍ってしまった場合は…

★凍結した水道管に、タオルか雑巾を巻きつけて、ゆっくりとぬるま湯をかける。
(熱湯をかけると、水道管が破裂したりヒビ割れたりすることがありますので、ご注意ください。)

★ストーブを利用し、部屋全体を暖かくする。
★それでも溶けない場合は、「水道工事業者」に解氷を依頼してください。

お問い合わせ 建設課上下水道係 0164-33-2111(内線92)

《年末年始における火災予防について》

年末年始は、休日が多く外出などで家庭が留守となったり、事業所が無人になることが多くなります。火気の取り扱いには十分注意しましょう。

- また、お出かけの前や就寝前にはもう一度火の元を確かめましょう。
- 住宅用火災警報器を必ず設置し、作動確認をしましょう。
 - タバコによる火災が増えていますので、寝タバコは絶対にやめ、吸い殻は完全に消火しましょう。
 - ストーブの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
 - 子どもの火遊びに注意しましょう。
 - 万一に備え、出入り口の点検や除雪に努めましょう。
 - 家族全員で火気の取り扱い、避難方法などについて話し合いましょう。
 - 人の出入りが多くなる事業所では、繁忙のため火気の取り扱いがおろそかになりがちです。従業員一人ひとりの責任分担を明確にしておきましょう。

★今年の火災・救急件数(12月1日現在)

	今年	昨年同期	増減
火災件数(組合)	10件	10件	-
火災件数(秩父別)	1件	0件	1件
救急件数(秩父別)	85件	105件	△20件

※ 深川地区消防組合(1市4町)管内の火災件数は、昨年同期と同数です。

秩父別町の無火災は244日です。無火災が1日でも長く続くように火の用心に努めましょう。

●火災等のお問い合わせ 災害案内(自動音声) 電話 050-5533-8195

●一般のお問い合わせ 深川消防署秩父別支署 電話 0164-33-3850



アンの秩父別タイ在記

毎月連載！

Vol.78 「目標達成！」

皆さん、久しぶりですー！

早いものでもう12月で、雪も降ってきましたね！気のせいか時の流れは早いと感じます。

今年もそろそろ終わってしまいますが、やりたいことをやり切れましたか？

私は今年に入ってからタイ人の観光客を200人近く秩父別町に連れて来られました！初詣で100人以上の人人が来たらありがたいと秩父神社で祈ったのですが、こっそりと期待した目標を達成できてとてもうれしいです。

しかし、このようにたくさんの観光客が来て楽しめたのは神様の力だけじゃないと思います。それは町民の皆さんのが協力です！パークゴルフ場の管理人さん、ゆう＆ゆのスタッフさん、書道体験のスタッフさん、見学させていただいた農家さん、役場の職員さん、飲食店の店員さん、町民の皆さん、本当にありがとうございました。皆さんの素晴らしい協力がないと私一人では何もできません。心から感謝しています。

12月からもたくさんのお客さんが来るので、秩父別町でたくさんのいい思い出を作ってもらいたいと思います。これからもよろしくお願いします。



11月18日に雪が降り始め、真っ白になりました。
暑い国から来た私にとっては絶景です。

知っていますか？ 北海道の「苦情審査委員」制度

- 北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。
- 皆さん自身の利害にかかる苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てができます。
- 皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、必要な調査等を行います。
- 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の関係機関に是正や改善を求めます。
- もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局（振興局）の総務課です。

②苦情申立書及びリーフレットを用意しています。

③道のホームページからでも申立書をダウンロードできます。[苦情の申し立て方法 北海道 検索](#)

④苦情申立書に必要な事項を記入し、提出してください。

※ 郵送、ファックス、メールでの申し立ても可能です。

⑤問い合わせ先

・北海道総合政策部知事室道政相談センター ☎ 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL: 011-204-5523 FAX: 011-241-8181

メール: kyouyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

・各総合振興局（振興局）総務課

【拉致に関する情報提供のお願い】

毎年12月10日から16日まで、政府は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を設け、拉致問題について広報活動を実施しています。

拉致問題の解決を始めとする、北朝鮮による人権侵害問題への关心と認識を深めていくことが大切です。

拉致に関する情報をお持ちの方は、どんな些細なことでも構いませんので、深川警察署まで連絡をお願いいたします。

お問い合わせ 深川警察署 電話 0164-23-0110



ちっぷべつ地域おこし協力隊 活動日記vol.53

こんにちは、地域おこし協力隊の小山田 巧です！

10月をもって今シーズンのトマトジュース作りが無事終了しました。地元産トマトを使った加工業務では、洗浄から箱詰めまで一連の工程を経験し、町内の皆さんや生産者の方々に支えられながら多くの学びを得ることができました。



秩父別町産の完熟トマトを
使ったトマトジュース



トマトジュース加工をしてくださった方々

現在は、ふるさと納税関連の業務に取り組んでおり、主に返礼品のお米の発送準備を担当しています。新米を全国に届けるため梱包・発送作業を丁寧に行い、秩父別町の魅力がより多くの方に伝わるよう努めています！

ふるさと納税を通じて「秩父別町のお米、美味しいね」と言っていただけるようにこれからも心を込めて業務に取り組んでいきます。

また、プライベートでは趣味の剣道にも励んでいます。町内の稽古に参加し、気持ちをリフレッシュしつつ、地域の子供達や親御さん、皆さんとの交流の場にもなっています。

これからも、地域に寄り添いながら、協力隊としての活動と個人としての繋がりづくりの両面で、秩父別町に貢献していきたいと思っています！



北空知剣道大会

秩父別町マイクログリッド設備 発電実績等

令和7年10月

エリア内使用電力	109,166 kWh
うち発電電力	29,732 kWh
電力自給率	27.2%
CO ₂ 排出削減量	15,907 kg-CO ₂

※ 杉の木1,136本が1年間に吸収する量に相当



まちのわだい



広報に掲載した写真をご希望の方、広報誌に関するご意見、ご要望は、総務課広報係までご連絡ください。

※写真は電子メールによる提供も可能です。

- ・電話 0164-33-2111（内線32・34番）
- ・メール kouhou@chippubetsu.jp

10
30

笑いで健康増進を 子育てを見つめるゆうべ

小学校で「子育てを見つめるゆうべ」（町PTA連合会主催）が開催されました。今年は落語家の笑生十八番師匠を講師にお迎えし、「笑って笑って十八番の健康落語」と題して、落語などを披露いただきました。また、秩父別小6年生の中原天鼓さん（いきもの亭兜）も登壇しキッズ落語を披露しました。



10
31

仮装チーベルくんも登場！ 小学校ハロウィン集会

小学校でハロウィン集会が行われました。おもちゃかばちゃんのランタンでハロウィン仕様に飾り付けされた体育館に、様々な仮装をした児童たちが集まり、学年ごとに写真を撮ったり、○×クイズなどを楽しみました。最後に、お菓子をもらいハロウィンの雰囲気を満喫しました。



11
5

認知症の理解を深める 認知症サポーター養成講座

中学校で「認知症サポーター養成講座」が開催され、中学3年生の生徒20名が受講し、認知症の症状や接し方について、クイズ形式を交えた講話やシミュレーションを通して学びました。受講した生徒には、新サポーターになる証のオレンジの腕輪が手渡されました。



11
8

練習の成果を披露 認定こども園おゆうぎかい

認定こども園くるみでおゆうぎかいが開催されました。園児たちは大勢の観客が見守る中、たくさん練習を重ねた、歌やダンス、劇などを元気いっぱいに披露しました。見守った保護者たちは、おゆうぎかいを通して我が子の成長を実感していました。



11
13

楽しく操縦に挑戦！ こども園ドローン体験教室

認定こども園くるみでドローン体験教室が行われました。ドローンによる空撮などを行う「青空合同会社」の稻垣和巳さんを講師にお迎えし、ドローンの操作方法などを教わりました。園児たちは見慣れないドローンに興味津々で、楽しみながら操作方法を学びました。



11
15

130年の歴史に感謝を込めて 秩父別小学校記念式典

小学校体育館で、「秩父別小学校開校130周年、統合60周年記念式典」（記念事業協賛会主催）が行われました。全校児童や多くの来賓が出席され、歴代校長やPTA会長などに感謝状が贈呈されました。式典の最後には児童会長の中島輝翔さんが130年の歴史に感謝を込めてお礼のことばを述べました。



11
19

金賞は“電子申告” 「税を考える週間」書道展

税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的とした「税を考える週間」中学生書道展（深川地方法人会秩父別支部主催）の表彰式が中学校で行われ、入賞者に表彰状や記念品が贈られました。作品は秩父別中学校の1年生を対象に募集し、佐藤満穂さんが書いた“電子申告”が金賞に選ばれました。



「生き活き公演会」開催

～ケッチさんのパントマイム公演～

11月4日、中学校の芸術鑑賞に合わせて「生き活き公演会」を開催しました。

今回は、元が一まるちょばのケッチさんによるパントマイム公演と「夢はかなう」をテーマにした講演で、最後には参加型のコミュニケーション教室も行なわれました。

会場は終始、拍手と歓声に包まれていました。

ケッチさん
できるかな?
に



秩父別町文化連盟からのお知らせ

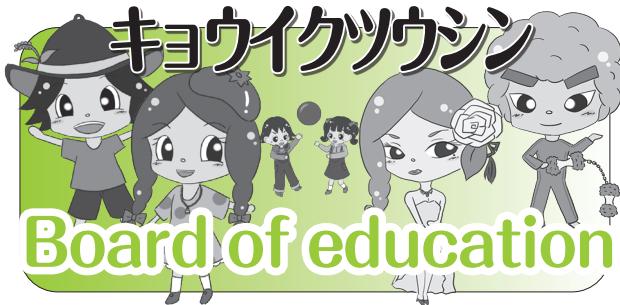
◆第52回秩父別町総合文化祭開催◆

11月2日から3日にかけて、秩父別町総合文化祭を開催しました。文化連盟に所属する14団体と近隣のピアノ教室に通う児童・生徒、中学校吹奏楽部が日頃の成果を発表する絶好の機会となりました。また、文化展示会には小・中学生や綾川町の児童・生徒の作品も展示し、学習の成果を地域に披露する機会ともなりました。

文化展示会



文化・芸能発表会



町民ミニバレーボール大会

～スポーツ協会振興事業～

11月16日、ファミリースポーツセンターで第46回町民ミニバレーボール大会を行いました。

男子6チーム、女子4チームが出場し、男子の部は中央西町内会(Aリーグ)と旭町内会(Bリーグ)、女子の部は中央西町内会が優勝という結果になりました。



熱戦が繰り広げられました!

つばめの教室

～夢を見つめよう！世界を広げよう！～

11月10日、中学生を対象に外部講師の講話を通して職業選択について考えてもらう「つばめの教室」を開催しました。

今回は落語家の春風亭柏枝師匠を講師としてお招きし、自身の経験談や落語を交えながら将来についての考え方などについてご講演いただきました。



素晴らしい「講演を
ありがとうございます！」

第3回秩父別「笑学校」

～相続・遺言書に関する講座～

11月19日、本年度3回目となる高齢者大学秩父別「笑学校」を開催しました。

今回は、旭川地方法務局供託課から講師をお招きし、相続に関する基礎知識や、遺言書作成時の注意事項など、知っておくと安心な情報についてご講演いただきました。



疑問や不安を解消できました！

図書館だより**《第33回読書感想画コンクール作品募集》～みんなの応募待ってるよ！**

図書館では、本を読んで心に強く感じたことを絵に描いてあらわす「第33回読書感想画コンクール」を実施しています。応募対象は、幼児から小学6年生までです。たくさんのご応募をお待ちしています。

- 部 門：幼児の部、小学1・2年生の部、小学3・4年生の部、小学5・6年生の部
- 内 容：図書館で借りた本を読んで、心に強く感じたことを絵に描いてください。
- 募集期間：令和7年12月2日（火）～令和8年1月31日（土）
- その他の応募したみなさまには、もれなく賞をお贈りします。

《クリスマスおたのしみ会開催》

12月20日（土）午後1時30分から「クリスマスおたのしみ会」を開催します。絵本の読み聞かせや紙芝居・楽しいゲームのほか、布遊具・布絵本製作サークル「ぶちパンプキン」も参加して、楽しいお話を盛りだくさんです。みなさまのご参加をお待ちしています。

- 場 所：秩父別町図書館1階ホール
- 申 込：お電話、図書館カウンターにて受付を行なっております。

《ふれあいギャラリー作品募集》

手芸や工芸など物づくりの大好きな方、ぜひご自身の作品を図書館の「ふれあいギャラリー」に出展してみませんか？町民であればだれでも出展できます！みなさまの出展をお待ちしております！

- 受入期間：令和7年12月9日（火）～令和8年2月8日（日）

【お問い合わせ】 秩父別町図書館 電話（0164-33-2220）

○ 教育通信に関するお問い合わせ先 ○

教育委員会社会教育・社会体育係 【電話 0164-33-2555】





中央 西 旭 屯 北 町内名
高橋 高 池 大 田 新 田
達 八 重 宮 本 後 氏
年齢 93 歳 95 歳 97 歳 93 歳
(敬称略)

おぐやみもうしあげます

町公式LINE（ライン）のお友達登録について

昨年度、町公式LINE（ライン）を大幅にリニューアルしました。

町から生活に役立つ情報や防災情報などをお届けするほか、防災無線の通知やごみ出し日の通知ができるようになりましたので、今後もお友達登録がお済みでない方は、ぜひ登録してください。



【友達登録用二次元コード】

お問い合わせ 総務課情報管理係
電話 0164-33-2111（内線31）

今月は町税等第4期の納期です

12月25日（木）は、町税等（町道民税・固定資産税・国民健康保険料）の第4期の納期限です。納め忘れのないようにしましょう。

また、第1期から第3期までの町税等を納めていない方は、早急に納めましょう。

◆お問い合わせ 総務課税務係
電話 0164-33-2111（内線35）

◆◇ 戸籍の窓 ◇◆

令和7年 11月末日 現在	人口 2,123人（-7人） 男 995人（-3人） 女 1,128人（-4人） 世帯数 1,050戸（-3戸）
11月中の動き	出生 0人・死亡 5人 転入 2人・転出 4人

HAPPY BIRTHDAY!
ちつぱっ子



食べることが大好きです♡

11月16日
生まれ

佐藤 なぎ
ママ 優さん
(中央西町内)



年末年始の虚礼廃止について

町民の皆様には、平素より町政に対し、ご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

町・町議会・教育委員会では、年賀状によるご挨拶を廃止しております。
ご理解をお願いいたします。

秩父別町
秩父別町議会
秩父別町教育委員会

